

2023.09.01

PLレポート(製品安全) <2023年9月号>

■PLレポートは四半期に1回、国内外の製品安全、PLリスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。

国内のトピックス

○オンラインマーケットプレイスによる日本版「製品安全誓約」がスタート

(2023年6月29日 経済産業省)

経済産業省は6月29日、主要なオンラインマーケットプレイス運営事業者7社が日本版「製品安全誓約」に署名したことを公表しました。

近年、ネット通販サイトやフリマアプリなど個人や企業にオンライン上での出品や販売の場を提供する「オンラインマーケットプレイス」(以下OM)の利用が拡大する一方、OM上で販売された製品による重大製品事故の割合も増加傾向にあり、課題となっています。

これを踏まえ、欧州や豪州などにおいて、安全性が疑われる製品やリコール製品が出品された場合にOM運営事業者が自主的に削除することなどを盛り込んだ「誓約」を策定し、OM運営事業者が署名する動きが広がっていました。

日本版「製品安全誓約」はこうした動きにならったもので、消費者庁や経済産業省をはじめとする省庁と国内の主要なOM運営事業者によって策定されました。

日本版「製品安全誓約」には、安全性が疑われる製品やリコール製品が出品されていた場合にOM運営事業者が自主的に削除することや、悪質な販売者に対してはアカウント停止など、再出品ができないような措置を講じることなど、12の項目が盛り込まれています。

また、欧州や豪州における製品安全誓約にはない独自の要素として、消費者対応について、「実際に取り組んだ業務フロー」等を重要業績評価指標(KPI)において毎年報告することとなっているなど、消費者保護をより重視した内容を盛り込んでいます。

消費者庁長官は6月22日の定例会見において、製品安全誓約は「取締りのハードローと民間の自主的な取組というソフトローを組み合わせる」ということで、国際的な潮流の中での消費者保護のやり方の一つ」と述べています。

本件は官民協働による製品安全実現に向けた施策といえます。今後、このような取組がどのように広がっていくか、国内外の動きも含め注視していく必要があります。

出所：経済産業省 ニュースリリース (2023年6月29日)

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230629001/20230629001.html>

経済産業省 日本国製品安全誓約(ひな型)

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230629001/20230629001-1.pdf>

国外のトピックス

○英国製品安全基準局、2021年度の成果報告書を公表

(2023年5月9日 英国製品安全基準局)

英国製品安全基準局（OPSS）は5月9日、2021年度の成果報告書を公表しました。

OPSSは、EU離脱に伴い、既存の製品安全に係る要求事項の見直しやビジネス環境の改善等に取り組んでいます。

そこで本項では、本報告書で成果として掲げられた「消費者の保護」、「法令遵守の強化と安定した企業活動の支援」の中から消費生活用製品の安全に関わる事項について取り上げ、概要を示します。

1. 消費者の保護

製品事故やリコールへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 製品安全に関する消費者からの386件の申し立て等に対してほぼ全てを解決するとともに、安全でない500製品に関する警告を公表。 2019年から実施されていた洗濯機と乾燥機の大規模リコールについての監督を継続し、洗濯機は約28万台、冷蔵庫は約14万台への対応が完了。 新たな製品安全リスク評価方法^{*1}を開発。
ECプラットフォームへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 安全でない製品や基準不適合製品がネット上で販売されている現状を踏まえ、45のECプラットフォーム運営事業者に対し、当該状況の改善に向けた対応を要請。 特に、大手ECプラットフォーム運営事業者の上層部に対し、サプライチェーンの管理強化、販売前の安全審査の徹底などを強く要請。 ECプラットフォームに掲載されている約200製品をOPSSのリコール警告サイトに掲載するとともに、出品削除。
国境における製品安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> OPSSの資金提供により地方自治体に製品安全に特化した部局を設け、その部局による国境での検査によって、約250万品目の安全でない製品が英国市場へ流入することを阻止。
消費者の意見の聴取	<ul style="list-style-type: none"> 500人の消費者に対する意識調査^{**2}を実施（2020年11月実施、2022年5月結果公表）。 <主だった回答> <ul style="list-style-type: none"> 英国市民の76%は、英国で販売されている製品は規制があるので安全と認識。 英国市民の8%は、過去6ヶ月以内に購入した製品の安全上の問題に直面。 英国市民の6%は、過去2年間に自らが所有する製品に関するリコールを見聞きしたことあり。
消費者の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 消費者に対し「食べてはダメ（原文：Nil by mouth）」キャンペーンを通じて、ボタン電池や小型磁石、模造食品、小さな玩具等の経口摂取のリスクを啓発。

2. 法令遵守の強化と安定的な企業活動の支援

既存の製品安全法制のレビュー	<ul style="list-style-type: none"> 製品安全法制の見直しについて、消費者団体や業界団体、企業、学術機関等に広く意見を募集するとともに、ワークショップ等を通じて様々な意見を聴取（「新たな技術やビジネスモデルが消費者製品のあり方や供給網、使用方法を急速に変化させる一方、現行の規制の枠組みはこれらに対応できておらず新たな課題が生じている」といった意見が多数であった）。
企業向けのガイドランスの策定	<ul style="list-style-type: none"> 企業が安全な製品を市場に投入するための支援策の一環として、PAS7050「安全な製品の市場への投入－行動規範」を発行^{※3}。 製品リコールおよび是正措置に関連するプロセスや手順、役割、責任についての実践的なガイドである PAS7100「製品リコールおよび是正処置、行動規範」を改訂。PAS7050 との整合性の確保や、ECプラットフォームや修理に関する記述を追加。 英国規格協会（BSI）を通じ、ボタン電池の包装、ラベル表示、小売方法等の要件を定めた PAS7055「ボタン電池とコイン電池－安全要件」を発行。 ボタン電池に関連するリスクとその軽減策に関する企業向けガイドランスを発行。

英国製品安全基準局では EU 離脱に伴って、規制の見直しなどを行っています。基本的には EU における規制や政策と大きく変わるところは無いものと思われませんが、国境における製品安全の確保や、英国内消費者の意見の聴取など、EU とは別個に取り組みざるを得ない事項も見受けられます。

英国で消費生活用製品の事業を行う企業においては、今後の OPSS の活動も注視し、EU の法制度や規制との間に差異が生じてくるのか否かを注視しておく必要があるでしょう。

出所：OPSS 報告書

<https://www.gov.uk/government/publications/office-for-product-safety-and-standards-delivery-report-202122>

※1 報告書では明記されていませんが、2022年12月に公開された PRISM を指すと思われます。PRISM の詳細は以下 URL を参照ください（英語）。

<https://www.gov.uk/guidance/product-safety-risk-assessment-methodology-prism>

※2 詳細は以下 URL を参照ください（英語）。

<https://www.gov.uk/government/publications/opss-product-safety-and-consumers-wave-1>

※3 PAS7050 については、PL レポート 2022 年第 2 号を参照ください。

https://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/pl/2022_02.pdf

連載：世界における一般消費者向け製品の事故報告・リコール制度の概要（第5回 日本編）

年度をまたいで連載第5回となる今回は、日本における消費生活用製品¹の事故報告・リコール制度の概要を紹介します。

消費生活用製品を所管する経済産業省は、事故報告制度については「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説 ～事業者用ハンドブック 2018～」²（消費者庁と連名）、リコール制度については「消費生活用製品のリコールハンドブック 2022」³を事業者向けに公表しています。

本稿はこれら文書を参照しつつ、情報を整理しました。

1. 事故報告制度

（1）根拠法

消費生活用製品安全法（以下、消安法）2条5項は「製品事故」を以下のように定義します。

消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（他の法律の規定によって危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
- 二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの」には、「製品の欠陥によって生じた事故か不明なもの」も含まれるという点に注意が必要です。

その上で、製品事故のうち、「発生し、又は発生するおそれがある危害が重大」である「重大製品事故」（消安法2条6項）について、消安法35条が報告義務を課しています。

なお、製品事故であっても重大製品事故に該当しない事故（非重大製品事故）については後述します（1.（8）参照）。

（2）報告義務者

消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者が重大製品事故の報告義務を負います⁴。

（3）報告すべき場合

次に示す危害が発生するような製品事故が「重大製品事故」と判断され、報告が求められます⁵。

¹ 「主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）」（消安法2条1項）のこと。「別表」に掲げられている製品として、船舶、道路運送車両、医薬品、化粧品、医療機器などがあります。

² https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/file/handbook_1.pdf

³ https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/recall_handbook2022.pdf

⁴ 消安法35条1項

⁵ 消安法2条6項、消費生活用製品安全法施行令5条

- ① 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
 - ・ 死亡事故
 - ・ 重傷病事故（治療に要する期間が 30 日以上の負傷又は疾病）
 - ・ 後遺障害事故
 - ・ 一酸化炭素中毒事故

- ② 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの
 - ・ 火災（消防が火災認定したもの）

（4）報告の内容

内閣府令により事故報告の様式が定められています⁶。この書式は経済産業省のウェブサイトからダウンロードすることが可能です⁷。

具体的には以下の項目について報告が求められます⁸。

- ・ 製品名
- ・ 品名（ブランド名）
- ・ 機種・型式等
- ・ 事故発生日
- ・ 火災の有無
- ・ 人的被害区分
- ・ 事故内容
- ・ 事故を認識した契機と日
- ・ 事故発生場所
- ・ 当該機種・型式等の製品に関する製造時期及び数量
- ・ 当該機種・型式等の製品に関する輸入時期及び数量
- ・ 当該機種・型式等の製品に関する販売時期及び数量
- ・ 製造・輸入事業者の名称及び所在地
- ・ 所属の業界団体名及び同所在地

（5）報告の期限

製造事業者または輸入事業者は、自らが製造または輸入する消費生活用製品について重大製品事故が発生した場合、知った日を含め、10 日以内に報告しなければなりません。

この「10 日以内」には、土日・祝祭日もカウントされます。

ただし、10 日目が土曜、日曜、祝日または年末年始閉庁日（12 月 29 日～1 月 3 日）の場合は、その翌日が報告期限となります⁹。

⁶ 消安法 35 条 2 項、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令 3 条および様式第一

⁷ https://elaws.e-gov.go.jp/data/421M60000002047_20190701_501M60000002017/pict/H21F10001000047_1907221307_001.pdf

⁸ 様式第一の報告書と併せ、被害者の詳細などを記載した「参考資料」を付属文書として提出することが要請されています。

⁹ 行政機関の休日に関する法律 2 条

(6) 報告先および報告の方法

報告先は消費者庁です。

方法としては、電子メール、FAX、消費者庁ウェブサイトからの web 入力、郵送、直接持参があります。

(7) 違反時の罰則

重大製品事故の報告義務に違反し、「報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合」には、当該製造事業者又は輸入事業者に対して、事故情報を収集、管理及び提供するために必要な社内体制を整備するよう命令（体制整備命令）が発動される場合があります¹⁰。

体制整備命令に違反した場合、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処されます¹¹。この罰則は行為者本人のみならず、法人に対しても科せられます¹²。

(8) 非重大製品事故の場合に求められる対応

非重大製品事故の場合は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に対し報告することが経済産業省の通達¹³により要請されています。この報告はオンラインから行うことができます¹⁴。

(9) 小売販売事業者等に求められる対応

小売販売事業者等は、重大製品事故の報告義務を負いませんが、重大製品事故の発生を知った場合は、その旨を当該製品の製造事業者または輸入業者に通知する努力義務があります¹⁵。また、重大製品事故であるかどうかに関わらず、NITE に報告することも可能です。

2. リコール制度

(1) 自主リコール

消安法 38 条 1 項は重大製品事故等が発生した場合に、当該製品の製造事業者または輸入事業者に対し、原因の調査を行った上で、必要に応じた製品回収および危害の発生・拡大防止の措置をとることを求めています。

この規定はあくまで努力義務であり、リコールを実施するか否かの判断は製造事業者または輸入事業者が行うこととなります。その判断に際し、経済産業省の発行するリコールハンドブックが参考となります。

リコールハンドブックは「被害の質・重大さ」、多発・拡大可能性の有無などの「事故（被害）の性格」、製品欠陥であるか消費者の誤使用であるかといった当該製品と「事故原因との関係」を判断要素とし、経営者が意思決定を行うことが重要としています。

(2) 強制リコール

消安法 39 条 1 項がいわゆる「危害防止命令」について規定します。これは消費生活用製品の欠陥によって重大製品事故が発生した場合などに、経済産業大臣が製造事業者または輸入事業者に対し、当該消費生活用製品の回収を図るなどの必要な措置をとるよう命じるものです。

¹⁰ 消安法 37 条 1 項

¹¹ 消安法 58 条 5 項

¹² 消安法 60 条 2 項

¹³ 「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」（平成 23・03・03 商局第 1 号）

¹⁴ <https://www.nite.go.jp/jiko/jikohokoku/accidenttop>

¹⁵ 消安法 34 条 2 項

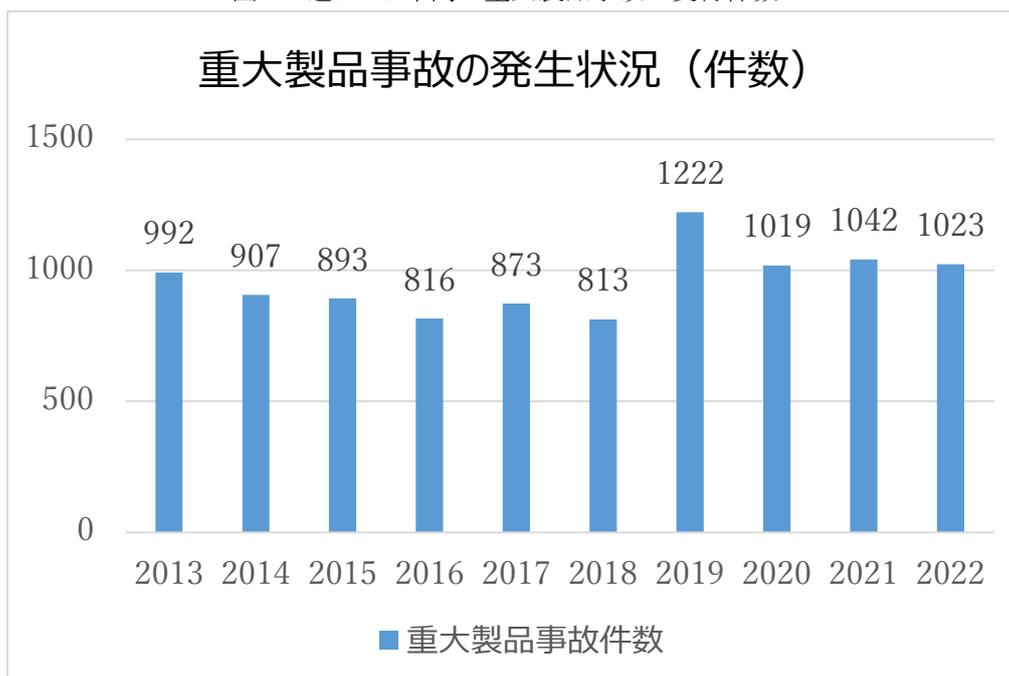
ただし、このような命令が発動された事例は非常に少なく、本稿執筆時点では3例のみです（旧法下の「緊急命令」を含む）¹⁶。

3. 最近の動向

(1) 事故報告制度

経済産業省の公表資料によると、過去10年における重大製品事故の受付件数は、毎年1,000件程度で推移しています。

図1 過去10年間の重大製品事故の受付件数¹⁷



また、NITEの2020年の調査結果¹⁸では、重大製品事故の事故原因としては「製品起因」が30%を占める一方、「誤使用・不注意等」が27%と次いで多くなっています。

「誤使用・不注意等」による重大製品事故の割合を年齢層で比較すると、60歳代、70歳代、80歳代はいずれも60%を超えており、他の年齢層より高いこともわかっています。

日本においては今後さらに高齢化が進むことが確実視されており、「誤使用・不注意等」による重大製品事故が増えていく恐れがあります。

こうした状況を踏まえ、経済産業省は「誤使用等事故のリスク低減製品」の表示制度の検討を開始しています。同省資料¹⁹によると、「ドアの隙間への指のはさみ込みによる負傷」、「暖房便座に長時間座ることによる低温やけど」といった具体的な誤使用の場面を想定して製品のリスク低減を図り、その効果が認証機関で認められた製品には表示（マーク）を付与する制度となっています。今後、今年度中の詳細設計を経て、令和6年度の運用開始が予定され

¹⁶ 経済産業省「リコール情報」より https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html

¹⁷ 経済産業省「製品安全行政を巡る動向」（令和5年3月28日）に基づき弊社作成

¹⁸ 経済産業省「製品安全行政を巡る動向」（令和5年3月28日）31ページ

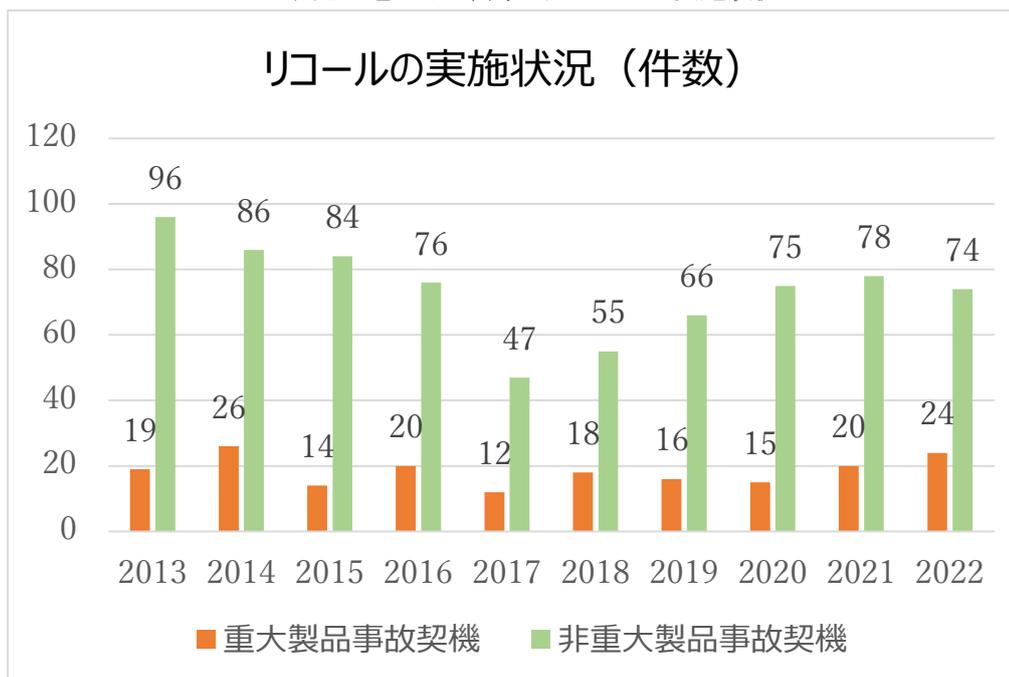
¹⁹ 経済産業省「製品安全行政を巡る動向」（令和5年3月28日）36ページから37ページ

ています。高齢者や子どもの製品事故防止に向けて、他社にはない設計上の取組を行っているメーカーなどは、本制度の動向に要注目といえます。

(2) リコール制度

経済産業省の資料によると、過去 10 年間の年ごとのリコール開始件数は、毎年 100 件以下で推移しています。また、重大製品事故契機のものには毎年概ね 20 件前後であり、この点も大きな変動はありません。

図 2 過去 10 年間のリコールの実施状況²⁰



一方で、毎年 100 件程度のリコールが実施されていることから、2007 年以降に開始されたリコール案件の件数のみでも累計約 1,900 件に上っています。また、その大半は実施が長期化し、事業者の負担となっているといわれています。こうした状況を踏まえ、経済産業省はリコール案件を緊急度・優先度によってレベル分けし、レベルに応じた対応を事業者に求める制度を検討しています²¹。これは、「早期にリコール対象製品の回収等を行い消費者の安全を確保すること、及び、企業の限られたリソースを合理的・効果的なリコール対応に振り向けること」が目的とされています。

運用開始時期としては令和 6 年 4 月を目指すと考えられています。今後の製造事業者等によるリコール実施のあり方に影響があると考えられ、やはり要注目の制度といえます。

²⁰ 経済産業省「製品安全行政を巡る動向」（令和 5 年 3 月 28 日）および「リコールの効率向上に向けて」（平成 30 年 3 月 19 日）に基づき弊社作成

²¹ 経済産業省「製品安全行政を巡る動向」（令和 5 年 3 月 28 日）15 ページ

おわりに

過去の事故による教訓を踏まえ、日本においては2007年5月に重大製品事故報告制度が創設され、2000年代後半にかけて製品安全の実現やリコールの実施に関する事業者向けの各種ガイド文書が整備・公表されてきました。

その後、現在に至るまで大きな制度の変更は行われてきませんでしたでしたが、本文中に取り上げたとおり、誤使用等事故のリスク低減製品に関する表示制度や、案件ごとの緊急度・優先度に応じたリコール対応を求める制度の検討が現在行われており、早ければ来年度から運用が開始されます。

いずれも諸外国にもみられないような制度であり、事業者の関心も高いと思われることから、今後のPLレポートにおいても随時ご紹介していきます。

以上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべきPL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防壁(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ (interrisk_csr@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2023